

◎佐賀県条例第30号

佐賀県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

佐賀県国民健康保険法施行条例（平成30年佐賀県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(一般納付金基礎額)</p> <p><b>第10条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 算定政令第9条第4項第3号イの条例で定める部分は、<u>一般被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち、医療費指数算定対象年度の前年度の1月1日から当該医療費指数算定対象年度の12月31日までの間において当該一般被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る費用の額（当該療養（特定給付対象療養を除く。）につき法第56条第1項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が80万円を超える部分とする。</u></p> <p>4～7 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (退職被保険者等の一般納付金基礎額等の特例)</p> <p>2 <u>退職被保険者等について、第10条第2項から第5項まで並びに第11条第1項及び第2項の規定を適用する場合においては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同</u></p>	<p>(一般納付金基礎額)</p> <p><b>第10条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 算定政令第9条第4項第3号イの条例で定める部分は、<u>被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち、医療費指数算定対象年度の前年度の1月1日から当該医療費指数算定対象年度の12月31日までの間において当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る費用の額（当該療養（特定給付対象療養を除く。）につき法第56条第1項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が80万円を超える部分とする。</u></p> <p>4～7 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略</p>

改正前			改正後
表の右欄に掲げる字句とする。			
第10条第2項	第9条第4項第3号	附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第4項第3号	
第10条第3項	第9条第4項第3号イ	附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第4項第3号イ	
第10条第4項	第9条第5項	附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第5項	
第10条第5項	第9条第6項第1号	附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第6項第1号	
第11条第1項	第10条第3項	附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第3項	
第11条第2項	第10条第4項第1号	附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第4項第1号	
(佐賀県国民健康保険調整交付金条例の廃止)			(佐賀県国民健康保険調整交付金条例の廃止)
3 略			2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。